

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年6月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（14名）

議長	長谷部集君	副議長	小澤重則君
	伊藤毅君		加藤敬徳君
	谷口和男君		清水和弘君
	横山洋介君		五味武彦君
	金丸寛君		清水正二君
	斉藤芳夫君		内藤久歳君
	藤原正夫君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切 聡 君	生活環境部長	石合 雅史 君
教育部長	樋口 充 君	企画財政課長	山田 洋 君
市民活動支援課長	小林 一三 君	教育総務課長	加藤 文雄 君
生涯学習文化課長	飯沼 秀司 君	財政係長	堤 貞治 君
市民活動支援係	小宮山 佳浩 君	市民生活係長	日本 修 君

施設係長 徳井雄一君 文化財係長 大鷲正之君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本田泰司 書記 輿石文明
書記 中込美智子

審査内容

- 1 条例審査
議案第45号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件
- 2 補正予算審査
議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）
- 3 請願審査
請願第1-1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- 4 その他

開会 午前 9時26分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 改めまして、おはようございます。

連日、ご審議いただいておりますが、いよいよ総務教育常任委員会で、本定例会の委員会、最後となります。なるべく短い時間で終わらせたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、昨晚からのテレビ報道ですと、せんだっての天津の子供たちの中に飛び込んで、意識不明だった2歳の男の子が意識を取り戻したという報道がありまして、本当に何よりだなと思っておりますけれども、私たちもしっかり気をつけて運転していかなければいけないなと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（滝川美幸君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため人数を申し上げます。甲斐市民クラブ2人、創政甲斐クラブ2人、新政会1人、

公明党1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第45号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） おはようございます。

それでは、市民活動支援課から、議案第45号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件につきまして説明いたします。

お手元の定例市議会議案9ページから11ページまで、それから定例市議会資料の3ページから7ページまでの新旧対照表をあわせてお開き願います。

初めに、改正の経緯でございます。

過日開催された総務教育常任委員会において、やすらぎ聖苑の指定管理者制度導入について説明させていただいており、重複する部分もございしますが、改めて指定管理者制度導入の経緯について説明させていただきます。

やすらぎ聖苑は、平成15年4月の開設当初から、受け付け業務については3名の職員が行い、火葬炉運転業務は施設管理運営業者に委託をし、直営により施設の管理運営を行ってきました。

地方自治法の改正による指定管理者制度の創設以降、斎場の運営形態として、直営による管理運営から、指定管理者制度を導入する自治体がふえ始めていること、また、第3次甲斐市行政改革大綱においても、民間のノウハウや専門知識等により、効率的、効果的な事務事業の実施が見込まれる場合は、民間の経営資源を活用した業務委託を推進するとともに、指定管理者制度導入を検討することとしている方針等踏まえ、やすらぎ聖苑の運営形態のあり方について検証を行ってまいりました。

平成29年度から業務委託の範囲を拡大し、受け付け業務あわせて民間委託を行い、施設の管理運営上の課題や、指定管理者制度の導入の可否等について検証してきた結果、接遇面でも問題がないこと、また、運営コストの削減効果も期待できることから、指定管理者制度

導入検討委員会において、来年4月から指定管理者制度を導入することに決定し、現在、制度導入に向けて準備を進めているところであります。

今回のやすらぎ聖苑条例の改正の主な理由としましては、議案11ページに提案理由を記載してありますのでごらんください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第244条の2の規定により、条例に当該施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定し、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲など必要な事項を条例で定めることとされておりました。今回のやすらぎ聖苑の指定管理者制度導入に伴い、そうした必要事項等についての規定を整備するため条例の一部改正を行うものでございます。

今回の条例の改正に当たりましては、既に指定管理者制度を導入している他の施設の管理条例に準じた改正をしております。主な改正点について説明いたしますので、議会資料の3ページをお願いいたします。

第3条の改正は、指定管理者による管理として、やすらぎ聖苑の管理を指定管理者に行わせる旨を規定したものでございます。

第4条の改正は、指定管理者が行う業務として、聖苑の利用の許可に関する業務のほか、指定管理者の業務の範囲として5つの項目を定めております。

3ページの下から4ページにかけての第5条の改正は、指定管理者の指定を受ける場合の申請書類、申請方法、候補者の選定方法などの指定の手續を規定しております。

議会資料5ページの改正前の旧条例第9条、第10条をごらんください。

地方自治法において、地方公共団体が管理する公の施設の利用を許可した場合は、施設の利用につき使用料を徴収することとされており、旧条例の第9条に使用料について規定し、これまで利用者から使用料を徴収してきました。また、旧条例の第10条には使用料の減免についての規定を設けておりました。

今回の指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者が施設の利用に係る料金を収受することとなりますが、その場合は、地方自治法において、使用料としてではなく、指定管理者が利用料金として利用者から収受することが規定されているため、改正後の第10条において、利用料金及び利用料金の減免等についての規定を新たに整備したものであります。

議会資料の7ページをお願いいたします。

第15条の改正は、毎年度終了後、指定管理者に対し事業報告書の作成、提出を求める規定を整備したものであります。

その他の改正としまして、改正後の第6条から第9条まで、第11条から第14条まで及び別表中において、改正前の旧条例中、市長と規定されている箇所を指定管理者に、使用料と規定されている箇所を利用料金に改正するなど、指定管理者制度への移行に伴う規定中の文言等の整理を行ったものであります。

最後に、議案の11ページをお願いいたします。

令和2年4月1日から指定管理者制度を導入するため、条例改正の附則第1項の施行期日については、同日の令和2年4月1日から施行することとしております。

また、附則第2項において、条例施行前においても指定管理者の指定に向けた準備を進めることができることとし、条例改正案の議決を経た後、指定管理候補者の募集、選定など指定管理予定者の決定に向けた準備を進めていく予定でございます。

以上、議案第45号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 指定管理者のこういう採用がふえているということでしたけれども、参考までに近隣のところはどんな状況か教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 県内では13の斎場がございますけれども、そのうち北杜市のほうに北の杜聖苑、そちらのほうに指定管理者制度を導入しております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質問ありますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 周りが指定管理、今、言うようにほかの市町村もそういう方向を検討しているということなんですが、何年か前に使用料を1万円から2万円に上げましたよね。

上げても現実的には大体使用料といっても1,000万ちょっとぐらいですよ。収入の半分。大体500件ちょっとぐらいですよ、1年間の使用というのは、今のところ。使用料を上げたにしてももうこれ以上上げるわけにはいかないと思っているんです。

いずれにしても、経費や何かかかったりする、そういうものを指定管理してできるだけ減らしていこうというような考え方なんでしょうけれども、かといってこういう特殊な業務ですから、営業しろとかというような話じゃないわけで、指定管理者を指定するときにはいろいろ一番安いところにするんでしょうけれども、いずれにしても、もうかかるものは、こういう施設というものはしょうがないと思うんです。だから、できるだけ受け付け業務とかそういうようなところで少しよく考えて経費を削減するとか。いろいろ考えられていると思いますけれども、そういう全体的な経費とか費用を削減するというのは、どのようなことを考えられているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 過去にも使用料を1万円から2万円に改正した経緯がございます。そのときには、当然、施設の老朽化に伴いまして修繕費用等の増大等によりまして、また、他市の使用料の状況を参考にしながら、ちょっと上げさせていただいた経過がございます。

ただ、指定管理者導入に伴いまして、使用料金につきましては、条例で定める金額の範囲内で市長の承認を得た中で指定管理者が定めるということになってはいますが、あくまでもこういった施設の改善費用が増大になるからといって、そこに反映して利用料金を上乘せするという形は考えておりません。

ただ、今の職員体制が、最高で火葬のできる回数が、1日大体6回までできるんですけれども、1年間を通じますと、例えば1日1件ないし2件という火葬で動いている状況でございますので、そういった人件費も、常時そういった人員配置を、シフトを置く必要もございませんので、そうした予約状況に応じて、職員の、例えば受け付け業務を1名に置くなりとか、そういったシフト体制をとりながら人件費の削減を、とりながら施設を運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いずれにしてもこういう業務は特殊な業務で、今までだって指定管理者にしなくたって、要はこういう業務は委託しているわけですよ。これ、指定管理者にしたってそんなには変わらないと思うので、その辺はよく考えて経費の節減とかそういうも

のに努めてもらって。もうかかるものは、こういうものはしようがないような気がするんです。だから、無駄を何しろ省くというという観点から、指定管理者にしても。指定管理者のノウハウと云って、今まで委託業者に委託していたのと同じことなんですよね、そんなもの。今までだって市の職員が何か特別なことをやっているという話じゃないわけでしょう、これは。その辺をよく、承知はしていると思うんですが、そういうことよく考えて、こういう運営に当たっていただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○委員（有泉庸一郎君） はい。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この間、利用料を上げたばかりなんで、しばらくはこれでいくとは思いますが、今後、もし上げる場合はどういう流れになるのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 今現在のところは、利用料金の改定ということは考えておりませんが、当然、その時代に応じて、施設の維持管理経費がその利用料金に見合った料金体制かどうかということをも検討しながら、その段階で考えていきたいと思えますけれども、いずれ料金を改定する場合にはつきましては条例の改正が必要になりますので、その際に議員さんのほうにも報告をして、こんな経営状態であるということでご報告させていただいた上で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的なことで申しわけないですが、今までは委託をしているわけですよね。今度は指定管理ということで、この指定管理にした場合のメリット、デメリット、今までの委託しているのとどこが違う、具体的にもしあったら教えてもらえますか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 過日、総務教育常任委員会のほうでメリットについて説明をさせていただきましたけれども、経費の削減効果ということでおおむね大体職員1名分の人件費の削減効果が期待できるということで、それがあつたわけなんですけれども、そのほかにも専門性が高い施設の管理運営ということで、当然、職員ですと専門的知識を有しておりませんので、例えば施設の維持管理をする場合につきましても、予知メンテナンスという

のが本来あるべき姿ではありますけれども、なかなかそれが難しい部分がございます、実際に壊れた段階で、例えば修繕費用がかかってしまうということも考えられますので、そういった専門業者に日々のメンテナンス、日常きめ細かい管理を継続していくことが、そういった長寿命化とか、効率的な施設の運営につながるのではないかとというふうに考えております。そのようなことがメリットにつながるのではないかとというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今までは委託があって、ほとんど運営は向こうでやっていたでしょう。今度は指定管理にしたって運営は同じところで、ただ、事務的なものが、今までは職員が、去年までかな、1人だかいてということになっている。その辺は変わらないんじゃないの、基本的には、と思うんだけど。

それで、一番心配するのは、指定管理はそれはいいんだけど、今まで委託していたということで、市の職員がそこにいたりして、ある程度、その運営に対していろんな面で、サービス業じゃないからあれなんだけれども、いろんな面で、その職員の態度、そういったのが今までちょっと悪いとかなんかって前にも聞いたことがある、耳にしたことがあるんだけど、そういったことがチェックをできたので、今度は指定管理になってそっくり、まかせちゃうという事、基本的にそこが。そういった面がやっぱり、基本的には市の施設なので、そういった、サービスといったら誤解が生まれちゃうからあれなんだけれども、その辺のチェック機能ができるかどうか。その辺はどうなの。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 指定管理者の、従事者の接遇態度になるかと思えますけれども、やはり指定管理者導入しております、間接的な市の関与ということになってしまうかと思うんですけども、そうしたことがないように指定管理者に対しましては社員教育徹底を求めるとともに、定期的な監査を実施しまして指定管理者の適正な管理が行われるように指導していく考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひその辺は、来年の4月1日からということで、指定管理者がどういいう業者が指名願出して、なるかわからない。普通常識見ると、今現状やっている業者が受ける可能性が高く、我々が見れば感じるので、その辺のところはきちっと。何社かあって、ただ安いばかりじゃなくて、やっぱりいろんな面で、メンテにおいても何にしても問題がな

く、今言ったようにその施設の運営をきちっとできる業者の選定を。あくまでも今の業者ありきじゃなくて、そういう形をきちっととってもらいたいと思います。

それから、もう一点、いいですか。

○委員長（滝川美幸君） はい。

○委員（赤澤 厚君） この間ちょっと説明受けたんだけど、施設の整備、最低幾らが業者で、それ以上かかったら市とかという説明を受けた。幾らだっけな。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） その経費につきましては、今後、指定管理者と基本協定を締結した中で取り決めていくことになるんですけども、市民活動支援課のほうで、そのほかにも市民温泉を、指定管理者を出しております。その市民温泉につきましては、市の負担として一定規模以上の修繕と定めておりまして、1件50万円以上のものは市が負担ということで考えております。それらを参考にしながら、今後、設定をしていきたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 最後に施設の、あれも15年ぐらいたつのかな、16年がたつのかな、やすらぎ。今、全部修繕して終わったのかね。大きな、今のところそういった修繕費はかかるようなことはないですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 平成26年から28年度にかけまして、火葬炉耐火物の全体積みかえ工事というのを実施しております。これはおおむね10年1サイクルということで実施しておりますので、当面の間、まだこういった工事が必要ありませんので、大規模な改修工事というのは当面なく、通常の維持管理で対応できるものと考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員より質疑がありましたらお願いいたします。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 条例だからよく読んでいくとあれなんですけれども、施設の管理とい

う中に、植栽、駐車場の管理も含まれますか。この辺をちょっと。今まではあそこの管理はどうなっていたかも伺いたいたいですけれども。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 当然に、植栽の管理につきましても市のほうで業者に委託を出しております、そちらのほうで管理しておりますので、そこも含めた中で施設の管理運営ということで指定管理に出す考えであります。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと心配なのは、この間も私、ちょっと親族が亡くなったんで利用させていただきました。非常に景色のいいところ、最期の旅立ちのところ、その辺の管理はちゃんとしてほしいんですが、実は、島上条公園が今までシルバーさんをお願いしていた部分が、ここの都市計だと思ふんですよ、違う業者に、10万円か何か安かったのをそれをお願いしたら、公園の管理、草ぼうぼうだという状況が発生しているんですよ。ですから、今後やっぱりその中にそういう管理、最後は常にきれいにするような、今までどおりにやるようなことも踏まえた要望も出してほしいんですが、いかがですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 当然に、仕様書の中でそういった文言についてもしっかりと規定した中で、指定管理者の選考を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○議員（五味武彦君） お願いします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第45号の質疑を終了いたします。

これより、議案第45号 甲斐市やすらぎ聖苑条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第45号を終わります。

これで条例審査を終わります。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は各担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにいたします。

初めに、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費について説明をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 小林市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

市民活動支援課の6月補正予算の内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

一番上の表になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

01の自治振興事業につきまして、補正前の額5,915万4,000円に補正額1,490万円を増額し、補正後の額7,405万4,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、平成30年度に申請をしておりました一般財団法人自治総合センターの自治振興事業につきまして、2つの自治会の申請が採択されたことに伴い、補正をお願いするものでございます。

補正額1,490万円の内訳でございますが、一般コミュニティ助成事業で、玉川西区自治会の複合コピー機、パソコン、倉庫等の購入に対して限度額の250万円が、また、コミュニティセンター助成事業で、大屋敷自治会の地域集会施設の建てかえ費用に対して1,240万円が交付決定となったものでございます。

また、歳入といたしまして、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金として、同額の1,490万円を総務費雑入に計上しております。説明書6ページ、7ページに記載がございますので、あわせてご確認をお願いいたします。

以上、市民活動支援課に関係いたします6月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、自治振興事業で1,490万ということで補正額を示していただいたんですが、今、2つの自治会の施設の修繕とかいろいろなものにこれを充てるということなんですけれども、今までの振興事業の中、大体2件ぐらいですよ、今までも、過去。過去どんな感じだったか、ここ四、五年ぐらいのものがわかったら、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） それでは、四、五年前ということですので、平成27年度当時は、その前の年に6つの自治会のほうから申請がございまして、1つの自治会が採択を受けております。28年度につきましても同じく6つの自治会から申請がございまして、2つの自治会が採択を受けております。29年度につきましては7つの自治会から申請がございまして、1つの自治会。30年度につきましては10の自治会から申請を受けまして、2つの自治会。今年度につきましては、玉川西区が採択されたわけなんですけれども、11の自治会の申請がございまして、そのうちの一つの玉川西区が採択されたという状況でございます。

これが一般コミュニティ助成事業でございまして、コミュニティセンター事業、こちらにつきましては、毎年ということではないんですけれども、平成27年度のときに、さつき野自治会が申請をしまして認められております。今年度は大屋敷自治会のみということで、こちらのほうが採択をされているという状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで今、平成27年度からここに示していただいたんですが、大体1件か2件ですよ、毎年、取り上げられる。残りの申請した、対象にならなかったところというのは、実際はどういうことになっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 今までの傾向としては、やはり1回目の申請で採択されるというケースはありませんので、何回かにわたり申請し続けて採択をされるというケースがほとんどでございます。今回の玉川西区につきましても、平成27年度から4年続けて申請し、やっと採択されたという状況でございますので、今回、漏れた自治会につきましても、恐らくまた今年度、申請を出されて、来年度以降に採択されるというような形になろうかと考えております。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 市民活動支援課でもいろいろその辺は指導されていると思うんですけども、その辺はよくその自治会に周知するように、今後もお願いしたいと思います。よろしく。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員より何か質疑がありますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今さっきの説明で、30年度が10件で2件採択。そうすると単純に8つというわけにいかないから、また新しく31年、申請が出ていて、積み残しが幾つになりますか。

○委員長（滝川美幸君） 小林課長。

○市民活動支援課長（小林一三君） 今年度、玉川西区が採択されましたので、11件申請のうち1件が採択ということですので、10自治会がまた令和2年度に向けて再申請があろうかと考えています。ただ、やはりこういったものにつきましても、当然、1年がかりになりますので、中にはちょっと右の内容によりまして、各自治会のほうでそれぞれ対応できるものについては申請が上がるかどうかということまでは、ちょっと今のところわかりませんが、来年以降でも、こういった有効的な補助事業を利用するのを待てるという自治会につきましても、上がってくるかと考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員から質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴の質疑を終了いたします。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、教育総務課より、10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費について説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） おはようございます。

教育総務課から、教育総務課関係の補正予算につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費、01学校ネットワーク管理費6,623万9,000円の増額は、6月3日の総務教育常任委員会でご説明をいたしました統合型校務支援システムの導入に当たりまして、教育情報セキュリティーの強化を図るために、学校が児童・生徒の成績情報等個人情報を管理する校務系ネットワークと、インターネットに接続する校務外部系ネットワークを分離するための経費でございます。

内容につきましては、ネットワークの分離に係りますシステム構築委託料及びハードウェア、ソフトウェアの備品購入費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許可いたします。

傍聴議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ、傍聴の質疑を終了いたします。

これで、教育総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費について説明をお願いいたします。

飯沼生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、生涯学習文化課より補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費につきましては、補正前の額1,310万9,000円に対しまして629万9,000円の増額補正をお願いし、補正後の額を1,940万8,000円とするものでございます。

11ページ説明の欄の03文化財調査事業629万9,000円は、甲府信用金庫敷島支店の移転に伴い、移転先の甲斐市大下条地内において埋蔵文化財に係る緊急発掘調査を実施するものでございます。

本事業の財源につきましては、甲府信用金庫の依頼により市が調査することから、原因者である甲府信用金庫の負担となります。10ページの補正額の財源内訳その他の629万9,000円

は、甲府信用金庫からの埋蔵文化財調査負担金として予算計上しております。

次に、歳出の内訳につきましては、作業員の賃金、消耗品のほか、自動車ガソリン代、調査測量業務委託料、作業員等の駐車場の借り上げ料、重機・レンタカーの借り上げ料金、また、トイレ等のリース料でございます。

なお、今回の発掘調査は、おおむね4カ月間を予定しており、出土品の整理分析調査は来年度に実施する予定でございます。

生涯学習文化課からの補正予算の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 予算的にはいいんですが、参考にちょっと聞きたいんですが、埋蔵文化財、掘り出されて、保管が必要なものは何カ所かに分かれていますけれども、ちょっと場所を確認したいんですが。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 埋蔵文化財に関係します保管場所でございますけれども、現在3カ所に収蔵品を保管しております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 具体的にどこどこか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 3カ所につきましては、まず、1カ所目が双葉庁舎の2階にあります収蔵室、それから、敷島庁舎の裏にあります収蔵室、そして、旧給食センターに収蔵をしております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） こういうときに聞いていいのどうか知らないけど、きょう新聞に出ていた、神戸のほうの、ちょうど大寫係長もいらっしゃるので、ちょっとその辺の説明をして、皆さんもよく分かっていたほうがいいと思うので。何か出ていたんですか。

〔「絵馬」と呼ぶ者あり〕

○委員（有泉庸一郎君） 何かその辺の。それはどういういきさつか。文化財になるわけですよ、それも。どのような経緯でそれは出てきたんですか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 過日、指定をされました神戸にあります八雲神社に所蔵しております絵馬につきましてですけれども、これにつきましては、甲斐市神戸地区の八雲神社という神社がありまして、そちらの本殿のところに、小絵馬と呼ばれるものですが、絵馬が置いてありまして、それを地元の方が発見をされまして、具体的にどういったものが書いてあるのかということで調査の依頼を教育委員会で受けました。

それで、赤外線撮影等で確認をしましたところ、表面に9名の人物が、そして、裏面に墨で祈願文が書かれておりました。その内容を細かく調査をいたしましたところ、非常にその地域、その当時のもの、1599年の年号、慶長4年の年号が書かれておりました、その地域に生活の歴史を解明する上で非常に重要であるということで、地元から指定文化財について申請をいただきまして、教育委員会で文化財保護審議会に諮問いたしました。答申を5月に受けまして、その後、指定文化財という運びになりまして、過日の新聞報道ということになりました。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

○委員（有泉庸一郎君） はい、どうもありがとう。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） ちょっと確認したいんですけれども、この信用金庫、実は統合なんですけれども、その場所に、信用金庫側のほうからここを希望というときに、文化財の可能性がりますよということをご指導というか、あるいは、ここにしたいんですけども、何か

そこに問題ありませんかとかいう文化財系の相談はありましたか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 本件につきましての場所につきましては、昨年、甲府信用金庫から、埋蔵文化財があるのかないのかの包蔵地の依頼というものが窓口にございました。検索をした結果、そこは御岳田遺跡という遺跡の包蔵地に含まれているので、文化財保護法に基づく届け出、その他が必要になりますという回答をしております。

さらに、周辺地域、県道沿い、これまでも調査を行ってきております。それから周辺の開発につきましても文化財の確認が認められておりますので、遺跡が出る可能性は非常に高いと。それを含めて計画のほうも進めてもらいたいという旨のお話は、昨年しております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） それは、昨年の何月ごろですか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 昨年の10月になります。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この事業費については信金が出すということで、それは市のほうで委託をしてこの事業をするということなんですけれども、発掘されたものについての権利といったら語弊があるかわからないけれども、それについては全て市のほうで管理をするということですか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） まず、発掘の権利でございますけれども、発掘につきましては、遺失物の扱いになりますので、遺失物法の管轄で処理を行います。管轄の葦崎警察署へ遺失物として届け出を行います。今度、葦崎署から山梨県に対して文化財かどうかという確認を行って、山梨県が文化財と認めるという流れになっております。権利につきましては、第一義的には山梨県、その次に甲斐市ということになっております。

管理等につきましては、調査を実施し、地元の文化財であるということで地元が管理をするということになっております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 大体わかりました。そうすると、1回警察へ行くと。その後は県がやるということで、そういう特別な、これは貴重なものだとか、そういうものが出てきたときに、その管理の責任というか、そういうものというのはどこにどうなるかわからんということですかね、現時点では。市のほうに来ることなのか、それとも県に行っちゃうのか。その辺のところはどうなるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 大寫係長。

○文化財係長（大寫正之君） 特に重要なものも含めまして出土したものにつきましては、甲斐市が管理をするということでございます。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴の質疑を終了いたします。

これで、生涯学習文化課の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、2款地方譲与税から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまです。おはようございます。

このたびの一般会計補正予算2億1,435万円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

各所管課からそれぞれ歳出にあわせまして歳入の説明もあつたかと思っておりますけれども、一括して簡単にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

補正予算説明書 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

初めに、2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、1 節森林環境譲与税 466 万 7,000 円の増額につきましては、平成 31 年度税制改正において森林環境譲与税が創設され、本年度の譲与税について計上するものでございます。

次に、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目民生費国庫負担金、8 節介護保険負担金 1,300 万 7,000 円の増額につきましては、低所得者保険料軽減に対する国庫負担分を一般会計で受け、県負担分、市負担分とあわせて介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金 1,063 万 2,000 円の増額でございます。

内訳といたしまして、母子家庭等対策総合支援事業費補助金 140 万円につきましては、消費税率の引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対し給付金を支給するため交付される補助金でございます。また、子ども・子育て支援事業費補助金 923 万 2,000 円につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育てシステムのシステム改修を行うための補助金でございます。

次に、7 目土木費国庫補助金、1 節土木費補助金 4,314 万 7,000 円の増額につきましては、国の交付金の内定により橋梁長寿命推進事業の財源である防災・安全社会資本整備交付金が増額して交付されることとなったため計上するものでございます。

次に、16 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金、7 節介護保険負担金 650 万 4,000 円の増額につきましては、国庫負担金と同様に、低所得者保険料軽減負担金に対する県負担分を一般会計で受け、国庫負担分、市負担分とあわせて介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 7,469 万 4,000 円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、14 目森林管理基金繰入金、1 節森林管理基金繰入金 360 万円の増額につきましては、今回の増額補正である森林環境譲与税を森林管理基金に積み立て、その一部を繰り入れ、林業振興費に充当するものでございます。

次に、21 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、1 節総務費雑入 1,490 万円の増額につきましては、平成 30 年度に申請いたしました一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業において、一般コミュニティ助成事業に玉川西区自治会の事業が、コミュニティセンター

助成事業に大屋敷自治会の事業がそれぞれ採択されたことによりまして、市がコミュニティ助成事業の助成金を受け、そのまま2つの自治会に交付するものでございます。

次に、9節教育費雑入629万9,000円の増額につきましては、甲府信用金庫敷島支店の移転に伴いまして、文化財発掘調査を行う必要が生じたことから、原因者である甲府信用金庫が全額負担となり、埋蔵文化財調査負担金を計上するものでございます。

次に、22款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債3,690万円につきましては、橋梁長寿命推進事業へ充当するものでございます。

地方債現在高の見込みに関する調書について説明いたしますので、恐れ入りますが12ページをお願いいたします。

地方債現在高の見込みに関する調書でございます。表の一番下の行が合計でございます、中ほどの起債見込み額の列にございますとおり、今回の補正で3,690万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込み額は22億1,660万円となり、一番右の列にございますとおり、令和元年度末の現在高は237億9,679万3,000円となる見込みでございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） さっき補助金の中で、未婚のひとり親とあったけれども、母子家庭のこととは違うということですか。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 母子家庭も含めての未婚のひとり親ということになります。

以上であります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 質疑がなければ、これで委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） きのうちからよくわからない森林管理基金積み立ての歳入と、基金の繰

り入れと、その詳しい内容。100万円ばかりのずれの部分はどういうふうなのか、そこを詳しく教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） 詳しく説明できるかどうかちょっとあれなんですけれども、まず歳入のほうで、2款地方譲与税、3項森林環境贈与税、1目森林環境譲与税のほうで、今年度466万7,000円を歳入として受けます。そのお金全額を森林管理基金への積み立てを行います。それが10、11ページの13款諸支出金、1項基金費、16森林管理基金費の466万7,000円となります。1回譲与税でもらったものを基金へ全額積み立てます。

そのうちの一部を、今度、歳入へまた戻っていただいて6、7ページ、19款の繰入金、森林管理基金繰入金ということで466万7,000円の一部360万円を繰り入れしまして、それを、また歳出へ戻っていただいて、6目の林業振興費、13の委託料へ充当するという流れになりますので、466万7,000円を受けまして、今年度は360万円を使いますので、106万7,000円が基金として残るという形になります。このお金については、基金条例の改正の中でも説明があったかとは思いますが、目的といたしまして、市内の森林の整備及び管理に必要な事業の財源に充てるためということで基金を積んでやっていくものであります。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。

○議員（齊藤芳夫君） ありがとう。

結局、100万円は残すけれども360万円は使うと。単純に言えば。

○委員長（滝川美幸君） 山田課長。

○企画財政課長（山田 洋君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ、傍聴の質疑を終了いたします。

これで、歳入の質疑を終了し、質疑を終わります。

これより、議案第47号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

これで補正予算の審議を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時32分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、請願審査を行います。

請願第1－1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である谷口議員より、請願の内容説明をお願いいたします。

谷口議員。

○議員（谷口和男君） 請願第1－1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、紹介議員の谷口和男です。

内容を紹介させていただきます。

請願人 消費税廃止山梨県各界連絡会代表者 雨宮富美雄。

所在地 甲府市上今井町1414－2 山梨民商会館。

紹介議員 谷口和男。

請願趣旨。

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2

年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%の引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円、1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な影響を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

請願事項。

1、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

以上でございます。審査、よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） それでは、紹介議員に対する内容等の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、以上で質疑を終了といたします。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

それでは、金丸副委員長からお願いいたします。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 国では、今回、人口減少とか少子高齢化を踏まえて、政府のほうでは、全世代型のそういった保障制度というものも構築していくということで、この間、五味議員も質問した、10月からは消費税増税に伴いまして保育の無償化ということも実施、スタートするということがありますし、また県もこの間、説明会もあったということで、ここに来てこの消費税というのが、とめるというのはちょっといかなものかと思っ、私はこれに対しては反対と。

○委員長（滝川美幸君） それでは、続きまして小浦委員、お願いいたします。

○委員（小浦宗光君） これは意見ということですか。

○委員長（滝川美幸君） はい。

○委員（小浦宗光君） 採択とか不採択とかそういうことじゃなくて。

○委員長（滝川美幸君） はい、意見です。

○委員（小浦宗光君） 消費税の増税というのは、国の財政が厳しい中では実施しなければならなくなってきておると思います。しかし、今回の増税におきましては、軽減税率としまして、食料品などで8%と10%の2段階の税がありまして、国民にとりましては本当にわかりにくいところがあります。また話では、プレミアム商品券も配るといって、何か一時しのぎ的なばらまきはよい政策とは言えないと思います。私の意見としてはそんなところですよ。採択です。

○委員長（滝川美幸君） 採択ですか。

○委員（小浦宗光君） はい。

○委員長（滝川美幸君） 続きまして、有泉委員、お願いいたします。

○委員（有泉庸一郎君） 私は、消費税は、先ほど金丸委員がおっしゃいましたように、今後の財政を考えていけばやっぱり僕は必要なものだと思っています。ここで請願趣旨の中で言っている不公平税制みたいなものが、もし、全部が全部じゃないんだけど、そういうも

のがあるとしたら、そっちのほうを先に直していくべきだと僕は思っています。この請願に関しては採択をお願いします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、松井委員、お願いいたします。

○委員（松井 豊君） 一般質問でも述べましたので、簡略に申し上げます。

不況下で、これを強行するのはちょっと無理があると。仁徳天皇が、民のかまどから煙が出ないのを見て、税金をとらなくしたと。これ為政者の基本ですので、やはりそれは考え直すべきだと。397兆のうち298兆は大企業減税、6割の国民が反対をしている、こういう問題ですから、やっぱり採択すべきだと。

○委員長（滝川美幸君） 続きまして、赤澤委員、お願いいたします。

○委員（赤澤 厚君） 私も基本的には不採択ですけれども、僕も一般質問で言ったんですけれども、今から5年後に後期高齢化社会を迎えるということ、また、子育て支援と大変いろんな問題で財政的に国も厳しい状況にあるということを考えると、もう2年これは先に送っていると、2回、先に送っているとなると、ここでやっぱりある程度の税金を確保するということが必要になってくるので、10%はやむを得ないかなと思います。

それから、いろんな面において軽減税率したり、プレミアム商品券、ちょっとわかりづらい面もあるんだけど、それなりの対応もしておるんで、やっぱり10%の消費税の増額はある程度やむを得ないということで、この請願に対しては不採択をお願いします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、秋山委員、お願いいたします。

○委員（秋山照雄君） 消費税の増税は、少子高齢化による社会保障に必要な財源の確保であります。やむを得ないものと考えますので、中止を求めることには私は賛成できません。ですから、私の意見は不採択であります。

○委員長（滝川美幸君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 私なんかさっき採択と言ったですか。ちょっと間違えて不をつけなかったものですから、不をつけてくれますか。本当に訂正してください。申しわけありません。

○委員長（滝川美幸君） 不採択でよろしいですか。

○委員（小浦宗光君） はい。

○委員長（滝川美幸君） わかりました。

以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○委員長（滝川美幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、請願第1-1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について採決を行います。

本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（滝川美幸君） 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで、請願第1-1号の審査を終了いたします。

以上で請願審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議ご苦労さまでございました。

最後に、その他を行います。

初めに、委員より委員会関係でその他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 事務局より何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時45分